

「沖縄県国土強靱化地域計画(変更案)」に対し意見表明 ～建物の耐震化および復興・復旧のための経済的な備えを啓発すること等に関し意見表明～

日本損害保険協会沖縄支部委員会(委員長:大同火災海上保険株式会社 常務取締役 山里 武司)では、2024年7月1日付で公表された「沖縄県国土強靱化地域計画(変更案)」の意見募集に対し、7月26日付で意見表明を行いました。

本計画は、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進するため策定されるものであり、国土強靱化に係る沖縄県における他の計画等の指針となるものです。

沖縄支部委員会では、本計画に記載された「基本目標」および「事前に備えるべき目標」に賛同した上で、地震に対し、建物の耐震化および復興・復旧のための経済的な備えを啓発することは、1人でも多くの県民の復興を遅らせないために重要であると考えている旨等、次の意見を表明しています。

《主な意見内容》

P7 第2章 1. 基本目標 2. 事前に備えるべき目標 3. 地域強靱化を推進する上での展開方向

「1. 基本目標」については、改定前と同様の目標となっておりますが、当会としても当該目標につき賛同いたします。

「2. 事前に備えるべき目標」については、8項目から6項目(情報通信機能の確保、制御不能な二次災害を削除)に減らされていますが、概念的に6項目に含まれていると考えており賛同いたします。

なお、「3. 地域強靱化を推進する上での展開方向」においては、「(4)災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」とありますが、改定前の「『自助』、『共助』及び『公助』を適切に組み合わせ、官(国、県、市町村等)と民(住民、民間事業者等)が適切に連携及び役割分担して取り組むこと」といった個々に役割分担がしっかり機能したうえでの連携と考えており、趣旨としては変更案も同様と考えておりますが、表記的に多少弱くなっているように感じております。

P9～10 第3章 脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」について、27の最悪の事態に関しは、県計画においては、ありとあらゆる自然災害やケースを想定すべきと考えており、シナリオ設定に賛同いたします。

なお、P3～6の「2災害の想定」を見ると県で想定されている沖縄本島南東沖地震3連動は、基本目標に掲げる人命・県の重要な機能・県民の財産および公共施設および復旧復興に極めて致命的な被害・障害を与えるものと考えており、このような究極の災害を想定しての脆弱性評価を行うことは特に有意義であると思慮いたします。

P77 第4章 1. 推進方針(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)別)

1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における大規模火災による死傷者の発生 ○地域防災力の向上のための体制整備

自然災害において最も守るべきものは県民の命であると考えております。

今年4月3日に発生した台湾東部沖を震源とする地震により沖縄県地方に津波警報・津波注意報が13年ぶりに発令され、25,000人を超える方が高台に避難されたことは、県をはじめとする各自治体が津波リスクを十分に県民に周知されていたことによる成果と考えておりますが、那覇市の調査では避難された方は4割に留まるとの結果となっており、県の更なるハザードマップの周知と、防災訓練や避難訓練の充実等は重要と考えており、取組みに対して賛同いたします。

P78 第4章 1. 1-1 ○建築物の耐震化・長寿命化対策

平成30年に策定した沖縄県耐震改修促進計画において掲げられた耐震化率については、「住宅」や「多数の者が利用する建築物」において目標未達となっております。住宅等の耐震化は、住宅の倒壊による犠牲者ばかりか、地震後に速やかに被災建物から避難するためにも重要であると考えます。県の推進方針である住宅・建築物の耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や負担軽減の取組みには、当然賛同いたしますが、県民に活用いただき、耐震改修促進計画を掲げた目標（耐震性のない建物の概ね解消）を達成いただきたい。

P79 第4章 1. 1-1 ◇主な成果指標（目標値）

大規模震災の際に、「防災拠点となる公共施設等」については、地域住民の避難、応急復旧、情報提供や災害対策の指示・実行を担う中核的な場所と考えており、「防災拠点となる公共施設等の耐震化率」は早急に100%となるよう対応すべきと考えます。

P79～80 第4章 1. 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

東日本大震災による農地の塩害や能登半島地震おける漁業被害を考えると「農山漁村地域の強靱化」は重要な視点であると考えますが、1-1の再掲ではありますが、最も優先される視点は「人命の保護」であることを考えると、「地域防災力の向上のための体制整備」が、当該推進方針として第一番目に記載される事項であると考えます。

P107 第4章 6-5 事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

P6「主な地震・津波被害量予測一覧」によると沖縄本島南東沖地震3連動発災時には、全壊建物は6万棟弱となると予想されております。このような未曾有な災害に対して、供給力を強化するにしても限度があると考えており、供給力の強化とともに、需要の抑制を図ることも重要な視点であると考えております。

災害救助法に基づく応急仮設住宅は「住家が全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者」を対象に提供されることとなっておりますが、自助により住宅を得ることができる県民を1人でも多くすることも復興を遅らせない視点であると考えております。そのためにも建物の耐震化および復興・復旧のための経済的な備えを啓発することは、重要と思慮いたします。